

21

国土交通省設置法等改正案

運輸安全委員会の機能を拡充・強化

政府は「国土交通省設置法等の一部を改正する法律案」を169回通常国会に提出した。観光庁を設置し、航空・鉄道事故調査委員会および海難審判庁を運輸安全委員会および海難審判所に改組する等の措置を講ずるもの。

民主党は、2007年の参議院選挙マニフェストで運輸安全委員会の設置、観光戦略を担う行政機関の設置を提唱した。運輸安全委員会検討小委員会での議論を踏まえ、運輸安全委員会について実効性ある機関とするよう修正を求めた。

被害者に対する情報提供など修正が実現

その結果、民主党などの共同提案により重要な修正が実現した。その概要は以下の通り。①勧告を受けた関係者が正当な理由なく勧告に係る措置を講じなかったときは、その旨を公表できる②被害者等の心情に十分配慮し、これらの者に対し事故等調査に関する情報を適時に適切な方法で提供する③必要に応じ関係行政機関の長等に対し資料または情報の提供など必要な協力を求めることができる④政府は法律の施行後5年を経過した場合において必要と認めるときは、運輸安全の一層の確保を図る等の観点から委員会の機能を拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、委員会を内閣府に設置し、所掌に特定自動車事故の原因究明のための調査などを追加するとの民主党の提言を受けて、附帯決議に業務範囲に自動車事故を加えること等、運輸安全委員会の在り方について検討する趣旨が盛り込まれた。法案は衆議院で修正の上、成立した。

22

下水道法等改正案

環境とくらしを守る社会に向けて

汚水処理対策が地方財政を圧迫

現在、下水道で生活排水などを浄化処理している人口は約9千万人となっている。今後の下水道整備については必要とされるコストが高く、自治体の財政難という現状も併せ考えると、下水道に偏重した汚水処理対策は、その方向性を見直すべき時期にきている。地方自治体の公営企業会計の債務60兆円のうち約半分は下水道事業によるものである。

それに対して、各家庭に設置する合併浄化槽で処理している人口は約1千万人である。合併浄化槽は、汚水処理性能が下水道と比較して遜色のない水準に達していること、過疎地域において経済効率においてすぐれていること、循環型社会の形成に寄与する機能を有することが指摘されている。

しかし、下水道事業が供用されると、合併浄化槽のある世帯でも下水道に接続することが義務化され、家庭は合併浄化槽使用時の費用より高い下水道使用料金を支払うことになる。

硬直的な接続義務を見直し

民主党は、下水道整備が各自治体の大きな負担要因になっているとの認識から、住民負担を減らし環境を守る社会を建設するため、「下水道法等の一部を改正する法律案」を169回通常国会で参議院に提出した。法案の概要は、公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理している場合、公共用水域の水質の保全や公衆衛生の見地から著しく不適切な場合を除き、公共下水道への接続義務を免除する等の措置を講じるもの。法案は廃案となった。